

自治体からの家庭用燃料電池購入者に対する補助金制度について

平成21年7月31日現在

県	市	問い合わせ先	URL	補助金額	FCAの補助金と併用	期間	対象
岩手県	葛巻町	農林環境エネルギー課 環境エネルギー係 0195-66-2111 (内線:144)	<a href="http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/article.php?story=2009022313155720">http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/article.php?story=2009022313155720</a>	設置費用の10%以内とし、補助金上限額は3万円とする。	可	平成14年度から平成22年度	●補助対象者は、町内に住所を有し、住宅又は事業所に高効率エネルギー設備を設置する個人又は団体若しくは法人とする。ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気事業者を除く
		宮城県 宮城県 環境政策課 地球環境班 022-211-2661	<a href="http://www.nref.mivapi.jp/juutaku/kakushijutakujuhou.htm#1">http://www.nref.mivapi.jp/juutaku/kakushijutakujuhou.htm#1</a>	1kWあたり3.5万円(上限4万円)	可	募集開始時期 決定次第、掲載予定	●県民個人の方が設置する民生用燃料電池の導入に対して、設置費用の一部を補助するもの
茨城県	つくば市	環境保全部 環境課 029-836-1111	<a href="http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/173/3648/004679.html">http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/173/3648/004679.html</a>	30万円	可	平成21年4月1日 ～平成22年3月末	●自らが居住し、または居住する予定の市内の住宅へ補助対象給湯器を設置する方 ●自らが居住する予定の市内の補助対象給湯器付き住宅を購入する方
		市民生活部 環境クリーン室 環境政策担当 048-441-1800 (内線:344、377)	<a href="http://www.city.toda.saitama.jp/441/44085.html">http://www.city.toda.saitama.jp/441/44085.html</a>	20万円	可	平成21年度は申請額が予算額に達したため受付を終了	●市内に住所を有し、市税を完納している方が自ら所有し、かつ居住する市内の住宅にこれから設置し、平成22年2月26日までに完了報告書を提出し、設置後に燃料使用量、電気使用量の報告にご協力いただける方
埼玉県	所沢市	環境クリーン部 環境総務課 04-2998-9133	<a href="http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ondankataisaku/kasumo_svoreikin/index.html">http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ondankataisaku/kasumo_svoreikin/index.html</a>	購入に要する経費の2分の1以内の額で上限額10,000円(100円未満端数切捨て)	可	平成21年4月1日 ～平成22年3月末	●所沢市に住居票や外国人登録原票を登録していること。申請書に記載した住所に居住し、その場所でコージェネレーションシステム(ガスエンジン、燃料電池等)を設置し、継続して使用する活動を行っていること
		環境課 環境推進係 048-922-1519	<a href="http://www.city.soka.saitama.jp/hp/page000003300/hp0000003322.htm">http://www.city.soka.saitama.jp/hp/page000003300/hp0000003322.htm</a>	要した費用の2分の1で限度額1万円	可	平成21年4月1日 ～平成22年3月末	●市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に記載されている者 ●「草加わが家の環境宣言」に取り組む人(指定する書類や取り組みをすること)
東京都	荒川区	環境課 03-3802-3111 (内線:483~4)	<a href="http://www.city.arakawa.tokyo.jp/a001/h009/a02400032.html">http://www.city.arakawa.tokyo.jp/a001/h009/a02400032.html</a>	設置に伴う配管や配線に要する費用の1/2の額(限度10万円)	可		●区民又は区内に事業所を有する事業者
		生活環境部 環境課 環境推進係 03-3908-8603	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/300/030061.htm">http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/300/030061.htm</a>	1台当たり10万円	可	工事完了報告書を平成21年3月20日までに提出できる方	●区内に居住又は居住する予定の方の場合は、その住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方 ●区内に事業所を有する又は有する予定の方の場合は、その事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方 ●区内の建築物における区分所有者の団体の管理者の場合は、その建築物の共有部分に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方 (建築物の販売等による利益を目的としないこと)
	江東区	環境清掃部 環境対策課 環境調整係 03-3647-6124	<a href="http://www.city.koto.lg.jp/seisaku/kankyo/7276/43409.html">http://www.city.koto.lg.jp/seisaku/kankyo/7276/43409.html</a>	設置に要する経費の10%(上限1設備当たり400,000円)	可	設置導入完了報告書を平成22年3月15日までに提出できる方	●区内に住所を有する個人又は区内に住所を有する目的で住宅を求めようとする個人であって、自らの居住の用に供する住宅(店舗・事業所等の併用住宅を含む)に設備を導入しようとする方(賃貸住宅等にお住まいの方は、所有者の同意が必要) ●区内に賃貸の住宅(集合住宅を含む)を所有する個人又は所有しようとする個人 ●共用部分に設備を導入しようとする区内にある分譲集合住宅の管理組合 ●設置する住宅の販売・譲渡を目的とする方は不可
		環境担当 環境保全課 03-5608-6207	<a href="http://www.city.sumida.lg.jp/sumida/info/kankyo/hozen/ondanka_bousi/ecovoyoseido/">http://www.city.sumida.lg.jp/sumida/info/kankyo/hozen/ondanka_bousi/ecovoyoseido/</a>	設置に要する経費の10%で限度額20万円	可		●区内にある建築物の所有者(個人、マンションの管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等)
	練馬区	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境政策課 庶務係 03-5984-1053 (直通)	<a href="http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/2/hojyo/index.html">http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/2/hojyo/index.html</a>	10万円または設置費用(消費税を含む)から他の補助(国・東京都の補助)の総額を差し引いた額の1/2(1,000円未満切捨て)のいずれか低い方	可	平成21年4月1日 ～平成22年3月末	つぎの全てを満たす個人(法人や団体は対象外です) ●練馬区内の住宅に補助対象設備を設置(または補助対象設備を設置した住宅を購入)し、その住宅に自ら居住していること ●同一種類の設備についての区の補助を受けていないこと
		環境部環境保全課 042-346-9818	<a href="http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/011/011692.html">http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/011/011692.html</a>	1機器あたり5万円	可	平成21年6月16日(火)から受付開始	●市内に自ら住んでいる又は予定している方で(賃貸住宅を除く)、新工機機器を設置(新品)し、使用される方 ●設置後2年間、市が定める省エネルギー効果報告書を提出できる方
	調布市	環境部 環境政策課 042-481-7086~7	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1182150294209/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1182150294209/index.html</a>	本体購入価格(消費税除く)の2分の1、上限額は10万円。 一回の申請で同一機種の機器を複数設置する場合は、2台目以降については上限額がそれぞれ半額	可	機器設置完了期間が平成21年6月1日～平成21年11月30日の方は平成21年12月1日～12月31日に受付	●申請者(住宅の所有者または賃借人)が機器設置完了日までに市内に引き続き1年以上居住していること ※住宅用機器が設置されている住宅を購入する場合は補助対象外です
		組織紹介・生活環境部 環境保全課 042-438-4042	<a href="http://www.city.nishitokyo.lg.jp/topics/kankyo/kankyou/jyouseikin/index.html">http://www.city.nishitokyo.lg.jp/topics/kankyo/kankyou/jyouseikin/index.html</a>	8万円	可	平成21年11月2日(月)に受付開始予定	●平成21年4月1日以降に新たに対象機器を自宅に設置した方、または対象機器が設置された新築住宅を購入し、自らが住んでいる方
	府中市	環境安全部環境政策課 環境改善係 042-335-4196	<a href="http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/seisaku/kankyo/ekohoyokin2009/index.html">http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/seisaku/kankyo/ekohoyokin2009/index.html</a>	5万円	可	平成21年6月8日予定 件数に達したため終了	●府中市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する方
		環境対策課 0422-45-1151 (内線:2523~5)	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/e_service/000/000728.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/e_service/000/000728.html</a>	1kW当たり5万円を単価として、設備の最大出力量(単位はkWとし、小数点以下第3位を四捨五入)を乗じた額。上限20万円。	可		●三鷹市内で行った燃料電池の設置
武蔵野市	環境生活部 環境政策課 0422-60-1841	<a href="http://www.city.musashino.lg.jp/jms/guide/00/00/49/00004967.html">http://www.city.musashino.lg.jp/jms/guide/00/00/49/00004967.html</a>	10万円	可	平成21年4月1日～	●市内に居住する方で、自宅で自家用として機器を設置した方	
	新潟県 魚沼市	総務課 企画調整室 025-792-9204	<a href="http://www.city.uonuma.niigata.jp/Contents/Contents.asp?CONTENTNO=3675">http://www.city.uonuma.niigata.jp/Contents/Contents.asp?CONTENTNO=3675</a>	1kWあたり1/0.6万円 (購入に要する経費の2分の1以内の額で、上限額15万円)	可	平成21年5月25日から12月31日まで(平成21年4月1日以降購入分が対象)	●市内に居住している個人及び事業所がある法人 ●当該居住、事務所で使用すること ●機器購入後1年間、使用実績や効果に関する調査等に協力すること
石川県	石川市	地球温暖化対策室 076-225-1462	<a href="http://www.pref.fishikawa.jp/kankyo/sp/ecovivine_jyousei/">http://www.pref.fishikawa.jp/kankyo/sp/ecovivine_jyousei/</a>	施工等に要する費用の合計額の5%に相当する額とし、25万円を上限とする。	可		●石川県内に自ら居住するための戸建住宅(併用住宅を含む)を新築し、建売住宅を購入し、又は改修する方 ●いしかわ家庭環境ISOに取り組み、「エコファミリー」として登録されている方(登録される見込みの方を含む) ●住宅の省エネ化に関する17品目内、3つ以上導入される方
		環境総務課 0545-55-2901	<a href="http://www.city.fujishizuoka.jp/hp/page000007600/hp0000007574.htm">http://www.city.fujishizuoka.jp/hp/page000007600/hp0000007574.htm</a>	2.5万円	可		●省エネ相談員の助言を受けて、富士市内に自ら居住する個人の住宅に高効率給湯器を設置する方
静岡県	岡崎市	環境部 環境総務課 地球温暖化対策班 0564-23-6685	<a href="http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu2375.html">http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu2375.html</a>	8万円	可	平成21年4月1日 ～平成22年3月末	●自ら居住し、かつ、所有(同居の親族の所有を含む)する市内の住宅に対象システムを設置しようとする方(併用住宅を含む) ●自らの居住の用に供するための市内の住宅の新築に合わせて対象システムを設置しようとする方(併用住宅を含む)
		環境課環境保全担当 0562-83-3111 (内線282)	<a href="http://www.town.higashiura.aichi.jp/11kankyo/hozen/eco_hojokin.htm">http://www.town.higashiura.aichi.jp/11kankyo/hozen/eco_hojokin.htm</a>	3万円	可	平成22年1月末までに申請、同年3月15日までに工事が完了し、実績報告書の提出ができる方	●自らが居住する町内の住宅(店舗等)の併用住宅を含む)に対象機器を設置しようとする方(町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民票添付)

\*対象の条件には全て税金等の滞納のないことが含まれます。